

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金）（20-028）					
実施主体		都道府県労働局					
事業概要		再就職援助計画等の対象被保険者に、通常賃金の額以上の額を支払って求職活動等のための休暇を与える事業主に、当該被保険者1人1日当たり4,000円、当該被保険者に通常賃金の額以上の額を支払って職場体験講習を受講させる事業主に、当該被保険者の講習1日当たり4,000円（講習期間3日以上のものに限る）（職場体験講習先の開拓を実施した場合は当該被保険者1人当たり2万円（新規・成長15分野の事業を行う事業所を開拓した場合は、さらに2万円を上乗せ））、職場体験講習で受け入れた再就職援助計画等の対象労働者を離職から1か月以内に雇い入れる事業主に、当該対象労働者1人当たり5万円（同意雇用機会増大促進地域については10万円）を支給					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		3,667,791	571,922	234,047	110,529	87,158	
目標と評価	目標	支援対象労働者の離職後3か月以内での就職率30%以上	支援対象労働者の離職後3か月以内での就職率34%以上	支援対象労働者の離職後3か月以内の就職率34%以上	支給対象労働者の離職後3か月以内での就職率34%以上	支援対象労働者の離職後3か月以内の就職率34%以上	
	実績	目標の達成度合い	達成（実績34%）	達成（実績34.4%）	達成（実績34.5%）	達成（実績35%）	—
		事業執行率	5%（171百万円／3,668百万円）	8%（44百万円／572百万円）	支給金額（百万円） 29%（68百万円／234百万円）	支給金額（百万円） 63%（70百万円／111百万円）	—
	評価結果	要因分析の上、事業の廃止も含め抜本的に見直しが必要	B	B	B	—	

〈調査結果〉

1 事業執行率等（項目1（1）-ア関係）

本事業は、再就職援助計画等の対象被保険者に通常賃金の額以上を支払って求職活動等のための休暇を与える事業主や、職場体験講習で受け入れた再就職援助計画等の対象労働者を離職から1か月以内に雇い入れる事業主等に助成を行うものであり、休暇付与、職場体験講習受講及び職場体験講習雇入れの3種類の給付金で構成されている。本事業における毎年度の事業執行率（予算額に対する支給金額の割合）は、平成17年度5%、18年度8%、19年度29%及び

20年度63%と低調であり、これに伴って予算も減額されている。

今回、調査した5労働局（北海道、宮城、東京、石川及び広島）における平成18年度から20年度の助成金の支給件数、対象者数及び支給額の推移をみると、表1のとおり、低調となっている。特に、職場体験講習受講及び職場体験講習受講雇入れについては、ほぼ実績が皆無となっている。

表1 助成金の支給件数、対象者数及び支給額の推移

(単位：件、人、千円)

区分	平成18年度			19年度			20年度			
	休暇付与	職場体験講習受講	職場体験講習受講雇入れ	休暇付与	職場体験講習受講	職場体験講習受講雇入れ	休暇付与	職場体験講習受講	職場体験講習受講雇入れ	
北海道	支給件数	2	0	0	4	0	0	3	0	0
	対象者数	2	0	0	26	0	0	8	0	0
	支給額	108	0	0	593	0	0	384	0	0
宮城	支給件数	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	対象者数	7	0	0	0	0	0	44	0	0
	支給額	224	0	0	0	0	0	5,280	0	0
東京	支給件数	21	0	0	23	0	0	19	0	0
	対象者数	152	0	0	100	0	0	176	0	0
	支給額	12,381	0	0	8,736	0	0	11,036	0	0
石川	支給件数	0	0	0	0	1	1	2	0	2
	対象者数	0	0	0	0	5	3	17	0	2
	支給額	0	0	0	0	212	300	672	0	200
広島	支給件数	2	0	0	3	0	0	0	0	0
	対象者数	2	0	0	22	0	0	0	0	0
	支給額	224	0	0	1,312	0	0	0	0	0

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

このような状況となっている理由について、厚生労働省は、①職場体験講習受講に際し、職場体験講習の講習先を事業主自身で見つける必要があるなど事業主にとって使いづらいものとなっていたこと、②援助対象労働者のこれまでの職場経験や能力、希望を勘案した職場体験ができる事業所を確保することが現実的には難しく、また大量の離職者を出す場合は多くの労働者をまとめて受け入れ可能な事業所も少ないため講習先を探すには時間もかかること、③本助成金を受給するためには、雇用対策法に基づき、最初の離職者が生じる日の1か月前までに再就職援助計画等を作成し所管の安定所に提出し認定を受ける必要があるが、労働者の離職を伴う事業の縮小は計画的に行うことが難しいこと、④事業規模の縮小等を行おうとする事業主は、経営が苦しく再就職を支援するための余裕がないことなどを理由としている。

2 申請書類の簡素化（項目1（2）－イ関係）

労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金）の支給を受けようとする事業主は、労働移動支援助成金支給要領等に基づき、事前に再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の作成・提出を行い、認定（再就職援助計画のみ）を受けた上で、支給申請書を作成し、必要な書類（①認定事業主（再就職援助計画認定通知書（写））及び当該計画に係る計画対象労働者に関する一覧（写）、提出事業主（求職活動支援基本計画書（写））及び支援書交付報告書（写）又は対象被保険者に交付した求職活動支援書等（写）、②出勤簿等の写し、③賃金台帳等の写し、④前年度の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写）、労働保険料の納付書・領収書（写）、⑤代理人が申請する場合は委任状（写）、⑥その他管轄労働局長が必要と認めるもの）を添付した上で、管轄労働局長又は安定所長に提出することとされている。

今回、5労働局（北海道、宮城、東京、石川及び広島）において、申請書類を調査した結果、表2のとおり、宮城労働局において、労働移動支援助成金支給要領等でない再就職援助計画対象労働者証明書及び雇用保険被保険者離職証明書を独自に求めていた。これらのうち、再就職援助計画対象労働者証明書については、本来の必要書類として再就職援助計画対象労働者一覧表が添付されているほか、証明者は安定所長であり、必要に応じて内部で確認が可能である。また、雇用保険被保険者の離職状況についても、同様に、確認可能である。

表2 労働移動支援助成金支給要領等でない資料

労働局	資料
宮 城	・再就職援助計画対象労働者証明書 ・雇用保険被保険者離職証明書 (※いずれも厚生労働省が自ら確認可能)

(注) 当省の調査結果による。

これらの書類の提出を求める理由について、宮城労働局は、「平成19年度に申請実績がなかったため、17年度及び18年度当時の書類及びチェックリストをみて、必要性の確認、整理、検討を十分に行わず、申請者に書類の添付を要請したかもしれない。再就職援助計画対象労働者証明書及び雇用保険被保険者離職証明書は、申請内容の正確性（離職理由等）を確認する意味では、裏付け資料として添付されていた方がより望ましいものと言えると思うが、仮になくても重大な業務上の支障はない。申請者の利便性、事務の効率化の観点から、添付書類については簡素化の方向で取り組んでおり、本件については、添付の必要なしとする方向で改善する予定である」としている。